

1. はじめに

2025年12月付一部改正により改正されている「船用材料・機器等の承認要領に係る見直し」における改正について、その内容を解説する。本改正に伴い、事業所承認規則（日本籍船舶用）、鋼船規則B編、C編、CSR-B&T編（日本籍船舶用）、D編、GF編、H編、K編、L編、M編、N編、S編（日本籍船舶用）、R編（日本籍船舶用）、X編、鋼船規則検査要領B編、C編、U編、W編、CS編、D編、GF編、H編、K編、L編、M編、N編、S編、P編、PS編、R編、X編、海洋汚染防止のための構造及び設備規則検査要領、安全設備規則（日本籍船舶用）／同検査要領（外国籍船舶用）、無線設備規則検査要領（日本籍船舶用）、バラスト水管理設備規則、冷蔵設備規則／同検査要領、自動化設備規則、機関予防保全設備規則検査要領、荷役集中監視制御設備規則検査要領、高速船規則／同検査要領、旅客船規則検査要領（外国籍船舶用）、内陸水路航行規則（外国籍船舶用）／同検査要領（外国籍船舶用）、船用材料・機器等の承認及び認定要領が改正されている。なお、本改正は2026年7月1日以降に承認の申込みのあった船用材料・機器等に適用される。

2. 改正の背景

本会では、従来、船舶に使用する材料、機器等について、鋼船規則等の規定に基づき、製造法承認、認定、使用承認等を要求している。また、これらの具体的な承認要領については、原則として、「船用材料・機器等の承認及び認定要領（以下、承認要領という。）」に規定しており、当該規定に基づき、図面及び各種資料の審査、製造所の調査、試験等を通じた承認業務を行っている。

しかしながら、同要領中で定義している「認定」及び「使用承認」の違いが不明瞭であることや、承認にかかる用語の種類が多いことなどから、取扱いが煩雑となっている。また、本来、承認要領に規定することが望ましい材料、機器等の承認に関わる要領が他の規則等に規定されている場合もある。

このため、これらの取扱いを明確にすべく、関連規定を改めた。

3. 改正の内容

主な改正点は以下のとおりである。

- (1) 承認要領中、これまで使用されていた承認にかかる用語として、「承認」、「認定」、「製造法承認」、「使用承認」、「プロトタイプ承認」、「形式試験」などの用語を図1のとおり見直した。具体的には、「承認」の種別を「製造法承認」、「型式承認」、「その他の承認」の三つに分類した。また、「製造法承認」については、承認要領中で表記が揺れていたため統一した。なお、これまで定義していた「認定」という用語を削除したため、規定の名称も「船用材料・機器等の承認要領」と見直した。承認要領の変更に伴い、関連規則中で使用される用語等も併せて見直した。

規定の名称	改正後	改正前
承認に関わる用語	<p>「船用材料・機器等の承認要領」</p> <p>承認</p> <ul style="list-style-type: none"> 製造法承認 型式承認 その他の承認 	<p>「船用材料・機器等の承認及び認定要領」</p> <ul style="list-style-type: none"> 製造法承認 製造方法の承認 製造に係わる承認 認定 使用承認 プロトタイプ承認 形式試験 ～の承認

図1 用語の見直し

- (2) 承認要領中、物品ごとに有効期限にかかる表記が統一できていなかったため見直した。なお、表記のみの変更であり、有効期限に実質的な変更はない。
- (3) 承認要領中、提出書類等の部数を記載していたが、現在は紙媒体での提出は少なく、電子データでの提出が主流となっているため、部数に関する記載を削除した。なお、この改正は電子データでの提出を強制するものではなく、紙媒体での提出も引き続き可能である。
- (4) 承認要領の構成を次の(a)から(d)のとおり見直した。規定内容の変更については表1にまとめる。
 - (a) 他の規則の構成に揃え、承認要領中の「総則」を第1編として、旧第1編から第4編をそれぞれ第2編から第5編に改めた。
 - (b) 承認要領第5編7章として“液化ガス格納設備用防熱材料の型式承認”を追加した。なお、同章は鋼船規則N編附属書1の12章及びGF編附属書1の12章からの移設である。
 - (c) 承認要領第6編1章として“機関計画保全検査(PMS)及び機関状態監視保全検査(CBM)管理ソフトウェアの型式承認”を追加した。なお、同章は鋼船規則B編附属書9.1.3からの移設である。
 - (d) 承認要領第6編1章の“船用機器の標準構造図面の承認”を削除し、鋼船規則B編附属書2.1.3に移設した。
- (5) 承認要領第7編1.2.1(8)及び2.2(3)において、申込み手続き時の“社内検査基準及び判定基準(過去の試験データ等を含む。)”を“製造及び品質管理基準に関する資料”に変更した。これは承認要領中の他の記載との整合の観点から記載を見直したものであり、要求内容に変更はない。
- (6) 承認要領第7編3.2.2(1)及び(2)に規定する提出資料に、ケーブル延焼防止工法の品質管理基準に関する資料及び使用実績並びに非金属製ケーブル支持物の製造・品質管理基準に関する資料及び製造・納入実績を追加した。これは、ケーブル延焼防止工法が延焼を防止するための物品の性能に依存するため、また、非金属製ケーブル支持物が型式承認を要するものであるためである。
- (7) 承認要領第8編1章については、“電気機器及びケーブルの形式試験”から“電気機器及びケーブルの型式承認”に変更し、これに伴い他の型式承認の規定に揃え、従来は求めていなかった品質管理に関する資料の提出を新たに要求することとした。このため、第8編1.2.2の提出書類に“承認試験設備の概要に関する資料”、“製造所の概要に関する資料”、“当該装置の製造及び品質管理基準に関する資料”及び“当該装置の製造及び納入実績”を追加した。また、1.3.2に、必要に応じて実際の製造や品質管理の状況について調査を行う旨も追加した。

表1 承認要領の規定内容の再編

改正後		改正前	
第1編 総則		総則	
第2編 金属材料	1章 圧延鋼材の <u>製造法承認</u>	第1編 金属材料	1章 圧延鋼材の <u>製造方法の承認</u>
	1A章 (変更なし)		1A章 船体用圧延鋼材の溶接性の確認
	1B章 半製品の <u>製造法承認</u>		1B章 半製品の <u>製造方法の承認</u>
	2章 鋼管の <u>製造法承認</u>		2章 鋼管の <u>製造方法の承認</u>
	3章 鋳造品及び鍛造品の <u>製造法承認</u>		3章 鋳造品及び鍛造品の <u>製造に係る承認</u>
	4章 特別規定が適用されるクランク軸の <u>製造法承認</u>		4章 特別規定が適用されるクランク軸の <u>製造方法の承認</u>
	5章 アルミニウム合金材の <u>製造法承認</u>		5章 アルミニウム合金材の <u>製造方法の承認</u>
	6章 プロペラ鋳物の <u>製造法承認</u>		6章 プロペラ鋳物の <u>製造方法の承認</u>
	7章 アルミニウム合金継目無管の <u>製造法承認</u>		7章 アルミニウム合金継目無管の <u>製造方法の承認</u>
第3編 艤装品	1章 アンカーの <u>製造法承認</u>	第2編 艤装品	1章 アンカーの <u>製造方法の承認</u>
	1A章 (変更なし)		1A章 長期間定位置に保持される係留設備に使用されるアンカーの承認
	2章 チェーンの <u>製造法承認</u>		2章 チェーンの <u>製造方法の承認</u>
	3章 チェーン用部品の <u>製造法承認</u>		3章 チェーン用部品の <u>製造方法の承認</u>
	4章 合成繊維ロープ用原糸の <u>型式承認</u>		4章 合成繊維ロープ用原糸の <u>認定</u>
	5章 合成繊維ロープの <u>製造法承認</u>		5章 合成繊維ロープの <u>製造方法の承認</u>
	6章 非常曳航設備の <u>型式承認</u>		6章 非常曳航設備
	7章 繊維強化プラスチック(FRP)製品の <u>型式承認</u> (和文のみ)		7章 繊維強化プラスチック(FRP)製品の <u>使用承認</u> (和文のみ)

表1 承認要領の規定内容の再編（続き）

改正後	改正前
7章 救命設備の <u>型式承認</u> （英文のみ）	7章 救命設備（英文のみ）
8章 コンテナ固縛用金物の <u>型式承認</u> （和文のみ）	8章 コンテナ固縛用金物の <u>承認</u> （和文のみ）
8章 汚水処理装置の <u>型式承認</u> （英文のみ）	8章 汚水処理装置（英文のみ）
9章 繊維強化プラスチック（FRP）製品の <u>型式承認</u> （英文のみ）	9章 繊維強化プラスチック（FRP）製品の <u>使用承認</u> （英文のみ）
10章 船上焼却炉の <u>型式承認</u> （英文のみ）	10章 船上焼却炉（英文のみ）
11章 バラスト水処理装置の <u>型式承認</u> （英文のみ）	11章 バラスト水処理装置（英文のみ）
12章 コンテナ固縛用金物の <u>型式承認</u> （英文のみ）	12章 コンテナ固縛用金物の <u>承認</u> （英文のみ）
第4編 溶接材料	1章 溶接材料の <u>型式承認</u>
第5編 船体用非金属材料及び塗料	第3編 溶接材料
	1章 防火構造材料の <u>型式承認</u>
	2章 冷蔵倉用防熱材料及び油密被覆材料の <u>型式承認</u>
	3章 強化プラスチック船用原材料の <u>型式承認</u>
	4章 塗装システムの <u>型式承認</u>
	5章 舵用非金属ベアリング材の <u>型式承認</u>
	6章 隔壁及び甲板に使用される <u>空気音遮断材料</u> の <u>型式承認</u>
	7章 液化ガス格納設備用防熱材料の型式承認※1
	※1 鋼船規則検査要領N編附属書1の12

表1 承認要領の規定内容の再編（続き）

改正後		改正前	
	章及びGF編附属書1の12章から移設		
---	---	第5編	(欠番)
第6編 機関	<p>1章 <u>機関計画保全検査(PMS)及び機関状態監視保全検査(CBM)管理ソフト</u></p> <p><u>ウェアの型式承認</u>^{※3}</p> <p>※3 鋼船規則B編附属書9.1.3から移設</p> <p>2章 船用機器の<u>型式承認</u></p> <p>3章 (変更なし)</p> <p>4章 溶接式管継手の<u>型式承認</u></p> <p>5章 ボイラ及び第1種圧力容器の<u>製造法承認</u></p> <p>6章 プラスチック管の<u>型式承認</u></p> <p>7章 タンカーの通気装置関連機器の<u>型式承認</u></p> <p>8章 往復動内燃機関の<u>型式承認</u></p> <p>9章 メカニカルジョイントの<u>型式承認</u></p> <p>10章 往復動内燃機関のクランク室逃し弁の<u>型式承認</u></p> <p>11章 排気タービン過給機の<u>型式承認</u></p> <p>12章 特別規定が適用される溶接式管継手の<u>型式承認</u></p> <p>13章 ガス燃料機関の燃焼空気マニホールド及び排気マニホールドに備える排気装置の圧力逃し装置の<u>型式承認</u></p>	第6編 機関	<p>1章 <u>船用機器の標準構造図面の承認</u>^{※2}</p> <p>※2 鋼船規則B編附属書2.1.3へ移設</p> <p>2章 船用機器の<u>使用承認</u></p> <p>3章 安全弁等の吹出量に係る承認</p> <p>4章 溶接式管継手の<u>使用承認</u></p> <p>5章 ボイラ及び第1種圧力容器の製造に係る承認</p> <p>6章 プラスチック管の<u>使用承認</u></p> <p>7章 タンカーの通気装置関連機器の承認</p> <p>8章 往復動内燃機関の<u>使用承認</u></p> <p>9章 メカニカルジョイントの<u>使用承認</u></p> <p>10章 往復動内燃機関のクランク室逃し弁の<u>使用承認</u></p> <p>11章 排気タービン過給機の<u>使用承認</u></p> <p>12章 特別規定が適用される溶接式管継手の<u>使用承認</u></p> <p>13章 ガス燃料機関の燃焼空気マニホールド及び排気マニホールドに備える排気装置の圧力逃し装置の<u>使用承認</u></p>
第7編	1章 自動化機器及び	第7編	1章 自動化機器及び

表1 承認要領の規定内容の再編（続き）

改正後		改正前	
制御及び計装 用機器並びに 電気設備	装置の <u>型式承認</u> 2章 積付計算機及び 復原性計算機の <u>型式 承認</u> 3章 (変更なし) 4章 液面指示装置の <u>型式承認</u> 5章 水位検知警報裝 置の <u>型式承認</u> 6章 オイルミスト検 出装置の <u>型式承認</u> 7章 ガス検知装置の <u>型式承認</u> (英文の み) 8章 コンピュータシ ステムの <u>型式承認</u> 9章 蓄電池システム <u>の型式承認</u> 10章 サイバーレジ リエンスに関する対 策が講じられる機器 等の <u>型式承認</u>	制御及び計装 用機器並びに 電気設備	装置の <u>使用承認</u> 2章 積付計算機及び 復原性計算機の <u>使用 承認</u> 3章 ケーブル敷設に 係る承認 4章 液面指示装置の <u>使用承認</u> 5章 水位検知警報裝 置の <u>使用承認</u> 6章 オイルミスト検 出装置の <u>使用承認</u> 7章 ガス検知装置の <u>使用承認</u> (英文の み) 8章 コンピュータシ ステムの <u>使用承認</u> 9章 蓄電池システム <u>の使用承認</u> 10章 サイバーレジ リエンスに関する対 策が講じられる機器 等の <u>使用承認</u>
第8編 電気機器及び ケーブルの <u>型 式承認</u>	(変更なし)	第8編 電気機器及び ケーブルの <u>形 式試験</u>	1章 通則 2章 ヒューズ 3章 遮断器 4章 電磁接触器 5章 防爆形電気機器 6章 ケーブル 7章 半導体電力変換 装置
	(変更なし)		附属書 1.1 脆性亀裂 アレスト特性が考慮 された鋼材に適用す る小型試験方法の承 認要領 附属書 1.2 貨物油タ ンク用耐食性試験 附属書 1.3 高マンガ ンオーステナイト鋼 の <u>製造法承認</u> 要領
	附属書 1.3 高マンガ ンオーステナイト鋼 の <u>製造法承認</u> 要領		附属書 2.1 完全自動 ツイストロックの作 動試験に関する試験
	(変更なし)		

表1 承認要領の規定内容の再編（続き）

改正後	改正前
	要領（和文のみ）
	附属書2.1 救命艇の型式承認のためのプロトタイプ試験及び製造試験要領（英文のみ）
	附属書2.2 救助艇の型式承認のためのプロトタイプ試験及び製造試験要領（英文のみ）
(変更なし)	附属書2.3 膨張式救命いかだの型式承認のためのプロトタイプ試験及び製造試験要領（英文のみ）
	附属書2.4 救命艇、救助艇及び救命いかだの進水装置の型式承認のためのプロトタイプ試験及び製造試験要領（英文のみ）
	附属書2.5 救命艇及び救助艇のエンジンの型式承認のためのプロトタイプ試験及び製造試験要領（英文のみ）
	附属書2.6 救命艇又は救助艇の自由降下式進水装置を除く進水機構の型式承認のためのプロトタイプ試験及び製造試験要領（英文のみ）
	附属書2.7 救命艇又は救助艇の自由降下式進水装置を除く離脱防止装置の型式承認のためのプロトタイプ試験及び製造試験要領（英文のみ）

表1 承認要領の規定内容の再編（続き）

改正後	改正前
変更なし	附属書 2.8 完全自動 ツイストロックの作 動試験に関する試験 要領（英文のみ） 附属書 4.1 バラスト タンク状態を模擬す る試験 附属書 4.2 結露試験 附属書 4.3 ガス腐食 試験 附属書 4.4 浸漬試験